

令和2年度 第6回西条市地域公共交通活性化協議会

議題（書面決議）

【協議事項】

令和3年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の変更について（資料1ページ）

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用するため、「生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）」の認定を受けた路線のうち、瀬戸内運輸株式会社が運行する「西之川線」において、計画運行回数に変更が生じるため、別添（案）のとおり同計画を変更し、四国運輸局を經由して国土交通大臣に届出を行いたい。

○ 変更日

令和3年4月1日

○ 変更箇所

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）「4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」表1のうち、「(3) 西之川線」の計画運行回数

	変更後	変更前
計画運行回数	1,730回	1,756回

○ 変更理由

新型コロナウイルス感染症の影響により路線バスの旅客数が著しく減少し、回復が見込めない中、旅客数が特に少ない便・曜日を対象に運行回数を減らし、輸送の効率化を図るため。

※ 変更箇所補足

「(3) 西之川線」のうち、6:54西之川発西条駅前行便は、従前から日曜祝日運休を実施していたが、運行事業者が行った乗降調査等により、土曜日における利用も極めて少ない状況であったため、土曜日も運休とするものである。

※ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金について

過疎地域や山村振興地域等の交通不便地域から市街地の主要な鉄道駅やバス停等に接続する路線バスにおいて、利便性の向上を目的とした路線の見直しをはじめ、国が定める要件を満たした路線等で、生活交通確保維持改善計画に位置付けられたものについて、国から運行費の一部に対して補助を受けられる制度。

※ 変更前の計画について

令和2年7月10日開催（書面）の令和2年度第2回本協議会において計画について承認を得て、同月27日付けで国土交通大臣に認可申請を行った。その結果、同年9月29日付け国総地第64号をもって国土交通大臣より認定を受けた。